平成２５年（フ）第４０号
長野県松本市本庄２丁目９番17号
破産者　被相続人青木則男の相続財産
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第３６５号
岐阜市六条南３丁目９番16―106号　シェトワ六条、開始決定時の住所岐阜市瑞雲町３丁目28番地
破産者　舟橋摩利子
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１６１号
京都府宇治市宇治戸ノ内53番地の１
破産者　株式会社ディー・エー・シー
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
京都府宇治市広野町西裏88番地５
破産者　ダイム都市開発株式会社
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２３７号
岡山市中区穝152番地１
破産者　株式会社シーアンドシーサービス
1　決定年月日　平成26年９月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第９８９号
愛知県岩倉市本町北門前42番地４
破産者　馬場　　徹
1　破産債権の届出期間　平成26年10月３日まで
2　一般調査期日　平成26年10月14日午前10時10分
平成26年９月17日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４７０号
大阪府茨木市三島丘２丁目30番２―107号
破産者　上田　真菜
1　破産債権の届出期間　平成26年10月16日まで
2　一般調査期日　平成26年12月11日午後３時
平成26年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０２号
北海道北広島市北進町２丁目１番地　３―204、開始決定時の住所北海道北広島市東共栄１丁目24番地６
破産者　富樫　芳信
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月19日午後４時
平成26年９月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８５１号
大阪府豊中市東寺内町16番10―103号
破産者　井上　満喜
1　破産債権の届出期間　平成26年10月17日まで
2　一般調査期日　平成26年11月17日午後３時30分
平成26年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４４号
宮崎市大字島之内1809番地５、開始決定時の住所宮崎市桜町22番地20
破産者　軸丸　　満
1　破産債権の届出期間　平成26年10月20日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前11時20分
平成26年９月19日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市広畑区則直35番地６
破産者　鍋倉工務店こと　鍋倉　末盛
1　破産債権の届出期間　平成26年10月23日まで
2　一般調査期日　平成26年11月13日午前10時20分
平成26年９月18日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３号
島根県益田市中吉田町1097番地６
破産者　有限会社グリーンメディカル
1　破産債権の届出期間　平成26年10月24日まで
2　一般調査期日　平成26年12月18日午前11時
平成26年９月18日　松江地方裁判所益田支部

平成２６年（フ）第３３号
岐阜県揖斐郡大野町大字上磯535番地９
破産者　坂下　泰生
1　破産債権の届出期間　平成26年10月30日まで
2　一般調査期日　平成26年12月19日午前11時30分
平成26年９月19日　　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７号
滋賀県守山市浮気町114番地１　弥生ハイツ202号、前住所大津市真野５丁目32番21号
破産者　横幕　辰次
1　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
2　一般調査期日　平成26年12月17日午前10時40分
平成26年９月19日　　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０８８号
堺市西区築港新町２丁６番50号
破産者　藤木産業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成26年11月６日まで
2　一般調査期日　平成27年１月19日午前10時30分
平成26年９月18日
大阪地方裁判所堺支部破産係

免責審尋期日

平成２６年（フ）第６５３７号
東京都渋谷区神泉町11―９　ワインアパートメント401、住民票上の住所東京都渋谷区恵比寿４丁目20―２―1020
破産者　大澄　剛史
審尋期日　平成27年１月19日午後１時30分
平成26年９月12日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第３号
埼玉県草加市神明１丁目１番27号
清算株式会社　東商事建材販売株式会社
代表清算人　細川　正晴
1　決定年月日　平成26年９月17日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所越谷支部

平成２６年（ヒ）第３号
長崎市小ヶ倉町３丁目76番地145
清算株式会社　長崎米穀株式会社
代表清算人　松山　圭秀
1　決定年月日　平成26年９月16日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長崎地方裁判所

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０４５号
東京都千代田区丸の内１丁目７番12号サピアタワー14階弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
清算株式会社　岐阜北開発株式会社
代表清算人　門田　正美
1　決定年月日　平成26年９月18日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　本協定の目的等
１　経緯
⑴　財務再構築の依頼
清算株式会社は、預託金会員制のゴルフ場「岐阜北カントリー倶楽部」（以下「本ゴルフ場」という。）を経営していたが、いわゆる預託金問題等を原因として窮境に陥った。
そこで、清算株式会社は、事業価値の毀損なく財務再構築を行い、事業を再生させるべく、債権者である岐阜信用金庫（以下「金融機関」という。）及び預託金会員の理解を得た上で、その事業を新たに設立する会社（以下、実際に設立した会社である「株式会社岐阜北カントリー倶楽部」を「新会社」という。）に承継させ、事業を再生することとした。